#### 第 29 号議案

# 令和4年度 豊後大野市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度豊後大野市病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)病院

病床数 一般病床 156床 療養型病床 39床

感染症病床 4床 計 199床

 患者数
 入院患者数(一般病床)
 50,954人
 1日平均
 139人

 入院患者数(療養型病床)
 10,621人
 1日平均
 29人

外来患者数 70,713人 1日平均 291人

(2) すこやか訪問看護ステーション

利用者数 4,644人 1月平均 387人

(3) 建設改良等の事業概要

設備 140,729千円 器械備品 123,115千円

# (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- [	-
収	۸
ИΥ	/\

第1款 泵	<b>同院事業収益</b>	3,839,410千円
第1項	医業収益	3,314,968千円
第2項	医業外収益	475, 479千円
第3項	特別利益	1千円
第4項	すこやか訪問看護ステーション収益	48,962千円

### 支 出

第1款 羽	<b></b>	3,927,460千円
第1項	医業費用	3,788,241千円
第2項	医業外費用	80,715千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	すこやか訪問看護ステーション費用	58,502千円
第5項	予備費	1千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額233,927千円 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,986千円及び過年度分損益勘定留保資金209,941千円で補てんす るものとする。)。

# 収 入

第1款	資本的収入	244,904千円
第1項	補助金	1千円
第2項	繰入金	2千円
第3項	寄附金	1千円
第4項	企業債	244,900千円

支 出

第1款 資本的支出478,831千円第1項 建設改良費271,117千円第2項 企業債償還金203,994千円第3項 研修資金貸付金3,720千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
設 備 整 備 及 び 器械備品購入	244, 900	<u> </u>	してたし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共 団体金融機構資金及び民間資金	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 医業費用とすこやか訪問看護ステーション費用の間における給与費の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額 に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 2,430,797千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営及び医療器械等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、504千円である。

(1) 収益的収入

一般会計から 小児救急医療対策事業補助金 501千円

国民健康保険特別会計から 国民健康保険保健事業補助金 1千円

(2) 資本的収入

国民健康保険特別会計から 国保診療施設整備補助金 2千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、516,549千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数量
取得する資産	建物附属設備	加圧給水装置更新工事	1式
	建物附属設備	中央監視システム更新	1式
	建物附属設備	院内無線ネットワーク整備	1式
	医療器械	乳房X線撮影装置	1式
	医療器械	腹腔鏡システム	1式

令和4年2月21日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏